

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年

議会運営委員会会議録

令和 8 年 9 月 1 5 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

- 1 開会年月日 令和8年9月15日（火）
- 2 開 会 場 所 議会第2会議室
- 3 出 席 者 委員長 拝 野 健 副委員長 寺 田 晃
 （9人） 委 員 中 澤 史 夫 委 員 早 川 太 郎
 委 員 富 永 龍 司 委 員 秋 間 洋
 委 員 高 森 喜美子 委 員 青 柳 雅 之
 議 長 石 塚 猛
- 4 欠 席 者
 （0人）
- 5 委員外議員 副 議 長 岡 田 勇一郎
 （1人）
- 6 出席理事者 区 長 服 部 征 夫
 副 区 長 野 村 武 治
 副 区 長 梶 靖 彦
 企画財政部長 関 井 隆 人
 総務部長 小 川 信 彦
 総務課長 福 田 健 一
- 7 議会事務局 事務局長 鈴 木 慎 也
 事務局次長 久木田 太 郎
 議事調査係長 吉 田 裕 麻
 議会担当係長 女部田 孝 史
 書 記 関 口 弘 一
 書 記 塚 本 隆 二
 書 記 岡 崎 一 生
 書 記 遠 藤 花 菜
 書 記 大 谷 彩 季
 書 記 堀 真佑夏
- 8 案件

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

1. 日程の処理について

日程第1 一般質問

別紙「一般質問発言通告一覧表」のとおり

2. 「東京都台東区立区民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」について

別紙（案）のとおり

3. 本日予定される追加日程とその処理について

（1）議員提出第5号議案 東京都台東区立区民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

（追加日程第1として追加上程し、提案理由の説明の後、区民文教委員会に付託する。）

4. 台東区優秀技能者顕彰等審査会の委員の推薦について

推薦委員数 2名

5. 特定事件の継続調査について

議会運営について

6. その他

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前11時29分開会

○委員長（拝野健） ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 本日の本会議で各議員からの一般質問に答弁させていただきますので、よろしくをお願いします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○委員長 それでは、本日の本会議の運営等についてご協議願います。

初めに、日程の処理について申し上げます。

日程第1、一般質問については、資料、一般質問発言通告一覧表のとおり発言通告が提出されております。発言の順序についても一覧表のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

なお、4番目の吉岡議員及び7番目の岡田議員に対する答弁が終了いたしましたら、それぞれ10分間の休憩をいたしますので、よろしくお願いいたします。

日程の処理については以上であります。

○委員長 次に、東京都台東区立区民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご協議願います。

本件については、資料のとおり、鈴木議員、伊藤議員及び秋間議員の3名から案文が議長宛て提出されておりますので、事務局次長に説明させます。

議会事務局次長。

◎久木田太郎 議会事務局次長 それでは、ご説明させていただきます。

資料、議員提出第5号議案、東京都台東区立区民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案をご覧ください。

この案は、区民館の施設に関し、規定の整備を図るものでございます。公布の日からの施行を予定しております。以上でございます。

○委員長 富永委員。

◆富永龍司 委員 ちょっとすみません、後で多分本会議場で説明があると思うんですけど、その前にちょっと確認させてください。これ、今提案を見ていると、普通にいうと、このトレーニング室、軽運動コーナーをトレーニング室に名前を変えるだけということになる、もとも

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

とそれ変わったやつですけれども、これは名前を変えるということだけという認識でいいんですかね。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 名前を変えるということは、実態を、トレーニング室という概念と軽運動コーナーって、この間、条例改正で持ってきた概念というのは、カテゴリーがあるわけで、そういう点では、トレーニング室というのは、今備えられているトレーニング室、これを存続するという、そういう意味ですから、名前を変えるだけというよりか、実態を変えないということであります。

○委員長 富永委員。

◆富永龍司 委員 議会で一回決議をしたものをまた元に戻すというのは大変重いことだとは思っております。そんな中で、やはり今回出されたということは、議員の権利ですので問題ないと思うんですが、何かこうやって見ていると、ちょっと私としては、事前に何もなかったんで、出すと、出すというのは聞いていたんですけれども、やはり共産党さんだけで出したいということだったのかなというふうに、本当に重いことなのに何もなかったって、ちょっと残念だなとは思っていますけれど、それだけです。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 今、秋間委員から、提出者でもあるので、ご説明があったんだと思うんですけれど、今の話を聞いていると、第1回定例会で改正案の審議があって、それで今改正されているものを、また元に戻すというような条例案だという理解なのかなと思っているんですけれど、先ほど富永委員もおっしゃっていましたが、議員提出議案なので3名以上いれば出せる。その扱いをどうするかというのがこの議運なので、そこでちょっと聞きたいんですけれど、1定のときに、それこそ提出者の方々の中で、区民文教委員会で賛成をされた方もいるし、提出者3名とも本会議で議案に対しては賛成されているんですね。やはり議会での委員会とか、本会議の発言及びその決定というのはすごい重いことだと私は思っていて、それから半年ですね、しかも、まだ実際に行うのが11月という、たしか報告だったので、まだ始まっていない状況の中で、要は元の形に戻すという、これは、条例ですよ、を出し直すというのが、議員提出で出しているということが、私としてはちょっと理解できないんですけれど、その辺は、どういうことなのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今、早川委員がおっしゃったように、まず、うちも賛成をしたという点では、これは率直に言って、そういう声が上がっている人たち、この間の議会で陳情もありましたけれど、そういう人たちに、声が上がったときに、いち早く会って、どういうことなのかって実態を聞きました。それで、今、早川委員がおっしゃったように、議会で一回議決したことというのは重いんですよ。

◆早川太郎 委員 重いです。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆秋間洋 委員 重いです。だから、私たちは、調査に入って、区民の暮らしとか福祉というのは、さらに重いんですよ、さらに重いんです。私たちはそこをきちんと、区民の安全安心や健康や、そのようなものを維持していくために存在しているわけであって、現場を私たちは知って、これは調査が不足して、ああいう誤った判断をしてしまったなということでおわびをしました。おわびをして、それで、じゃあ何とか、今、皆さんの実態をきちんとできないかということで、その実態を掌握して、もう1回、区議会で議論できないかという、そういうことも相談をしながら考えてきました。

陳情者の皆さんが第2回定例会で出した陳情は、全会一致で趣旨採択になったわけですね。これは議会として重い議決ですよ。つまり、第1回定例会での条例で、これは私たちが判断を誤って、調査が不足して誤ってやってしまったこと、これについて、やはりこれは回復しなければいけないなという。なおかつ、趣旨採択という、これは全員、趣旨採択したわけだから、それは重いんですよ、それも。そういう点では、それに基づく議会の行動というのは、やはりこれはしかるべくあるべきじゃないかなということと、あと、今、富永委員がおっしゃったように、全議員に手紙が来ましたよね、この問題で。あれに対してそれぞれがどういう態度を取るかということですから、私たちは少なくとも会派として、あの手紙の趣旨、理由というのは大いに賛同できるということで今回の議案提出ということになったんで、議会だけで、横のつながりで確かにやっていくというのも一つの手かもしれないけれども、しかし、区民に直接向かい合って判断するということは大いにあり得るべきことかなというふうに思っております。以上です。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 調査不足だったということだったと思うんですけど、やはり私などは、議会でしゃべるときには、それなりにしっかり勉強して、現場へ行けないときでも、当然ながら、その現場の声というのを自分の持っている知識の中で想像して、それでジャッジをしているつもりです。ですので、そこができずという、認められましたけれど、残念だったなというところは正直思うし、あと、その趣旨採の議論があった委員会、私、委員じゃないですけど、議事録も読ませていただいたし、さらに言うなら現場でも聞いていましたけれど、うちの会派、委員長だったので、発言していないですが、基本的には趣旨採を述べていた各会派の方々の話を聞くと、要は、条例案どおりに、だから、この改正案ではなくて、秋間さんが出している今回の条例案に戻すという話の議論ではなくて、あの議決した、変更した、今のなっている条例案はそのままにした上で、そこで、今、利用者の声があったら、その範囲内でやってくれということなので、別にそこは全然、趣旨的に採択してもおかしくない話だと思っていて、趣旨採択したからといってトレーニング室に戻そうなんていう議論をしていた委員は私は一人もいないと思っているんですね。なので、もう1回同じことを上げたとしても、多分、各会派、同じような判断するかどうか分かりませんが、そこは何とも言えないので、そこは……

(発言する者あり)

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆早川太郎 委員 だから、分からないですよ。分からないので、そこは構わないんで、しかも、重い議員提出条例ですから、区民文教の委員会に付託でいいと思っているんですが、ただ、やはり今回の件は残念だなと思うし、さらに言うなら、後々調査をしてみたらやはり違った、でも、この後だって、もう1回調査をしたら変わるかもしれない。前例ありますからということがどうなのかなというのがすごく残念だなという意見だけを述べさせていただいて、私、これで結構です。区民文教の付託で結構です。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 まず、この間の趣旨採択したというのは、これ、それに基づいて区は説明会を開いたわけですよ。つまり、利用者の方たちにきちんとやはり説明がされていなかったと、あるいは声を聞いていなかったという、こういうことを認めて、それで説明会開いたんですね、十数回開きました。皆さん出ましたか。それこそ調査じゃないか。調査していないんですよ、あなたたちは。

（「えっ」と呼ぶ者あり）

◆秋間洋 委員 していないですよ、説明会出たか。説明会、だってあの……

（「自分が現地に行かない判断だってあるじゃないですか」と呼ぶ者あり）

◆秋間洋 委員 いや、そうですよ。それはあります。だけれども、少なくともあれだけ趣旨採択をして、区だって説明が貼り紙1枚で行われたということはやはりよくなかったと思って、説明会やったんじゃないんですか。そういうことでしょ、それは。それは皆さん認めますよね。その説明会に、うちの3人は行きましたよ。あと、風澤さんは行った。それ以外、誰も行っていない。調査、いや、調査というのは、少なくとも議会の影響でああいう説明会開くようになって、説明会には——そうか、ごめんなさい、委員長も行ったんだね。

○委員長 私は……に行きました。

◆秋間洋 委員 だから、ごめんなさい、委員長も行ったんだ。だから、5人ですよ。やはりそれは、別に日程が合わなかったから行けなかったというのはあるかもしれないけれども、少なくとも、じゃあどういう様子だったのかといたら、それは少なくともなぜ利用者の人たちに声を聞かなかったんですかといったら、利用者の人たちに声聞いたら反対するに決まっているからというね、これはふざけた理屈じゃないですか、それは。つまり、実態は、利用者の皆さん、特に要介護状態にある人たちがあそこを利用しているという、その実態というのは区もつかんでいなかったこと、これを認めていますよ。だから、そういう点では、やはり今回の政策判断、別にいいですよ、これ、区民文教委員会でやっていただければいいんだから。だけれど、少なくとも議員提出というのは筋が、私たちのやっているこの議案提出というのは、その少なくとも筋は通していると。残念だとかって言われる筋合いはないというふうに思っています。

○委員長 高森委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆高森喜美子 委員 今、秋間委員は、議会の議決、それは非常に重いと。そこは認められましたけれども、さらにおっしゃったのは、それよりも区民福祉のほうが上なんだという形でおっしゃいましたよね。しかし、じゃあ、このトレーニング室に関していった場合に、さらなる、軽運動コーナーにすることによって区民福祉、健康に関する区民への施策が進むんだと、そういうことで第1回定例会で各会派とも賛成をしたんだろうと私は感じております。そういう中で、トレーニング室が、それじゃあ全然なくなるのかといたら、全然なくなるわけじゃありませんよね。もう残すところはちゃんと決まっていて、そこも使えない状態ではなくて、ちゃんと使える状態にあるということも確認していらっしゃるわけですよ、第1回定例会のときに。だけれども、それが説明が不足だったということで、もう少しちゃんと利用者の方にも理解をしていただくために趣旨採択という形で私たちは決めたわけであって、そういう流れの中で、今回またこのように議員提出議案で議論を蒸し返すような、そうした話になってきているんだというところは、もう少し自分たちのやったこと、やってきたことのその筋道の中で考えていただきたいと。そこは全く無視して、それで調査が足りなかったからしょうがないから出すんだと、こういう考え方だったら、これから何度でも、今までしっかりと議論をして全会一致で決めた条例に対して、またこうこうこうだから、気に入らないからやり直しだと、そういう議論は私は議会としてはなじまないし、議員としての責任に関しても、ちょっとおろそかなんじゃないかというふうに思っていますので、そのことだけは申し上げておきます。

◆秋間洋 委員 いや、いいです。まとめて言いますから。

◆青柳雅之 委員 この委員会は、どの委員会に付託をするかということをメインに話し合う場ですので、ちょっとその視点から1点だけ質問させていただきたいと思います。

ただ、その前の前提、前に、一言申し上げておきたいのは、説明会に行ったことが役割を果たした、行っていないやつはやっていないみたいなニュアンスのご発言ありましたが、説明会の現場に議員だったり、あるいは区民文教委員会、当該委員が行かないほうがいいという判断もあるんですよ。ただ、私は出席者の方からもお話を聞きましたし、あるいは説明側からも聞きました。あとは、各地区センターのトレーニングルーム、全部行きました。さらに、健康増進センターですか、あそこの教室もいろいろ行って、トレーナーの人たちからもヒアリングをいたしました。そういう形で、現場の説明会に臨席することだけが何かすばらしいことで、そのほかの議員は、来なかった議員はサボっているみたいな、そういう見方、視点というのは、ちょっと違うんじゃないかなというふうに思っています。それぞれの議員がそれぞれのやり方で方法を、方法というか、いろいろな声を聞いているということがあると思います。

私は、1点、質問させていただきたいんですが、どこの委員会に付託するか、最初は、この文言を変えるというのがどういうニュアンスなのかなと思っていたんですが、1定で全会一致で私たち賛成をしましたよね。そのことによって、新たな軽運動コーナーのいろいろな教室だったりプログラムに向けた準備が始まっていますよね。そこに働くとか、区民の人たちも関わっていく人たちとか、準備をされている方たちも当然いらっしゃると思います。あるいは既存

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

のトレーナーの方たちもシフトを変えたりとか、いろいろな準備が11月に向けて進んでいると思いますが、今の秋間さんの説明だと、そういうものは全部カットして、元のトレーニングルーム状態に戻すということなんですか。というのは、多少ミックスしたような新たな形にしたいというような提案なのか、今まで数か月間準備していたものも全部ゼロにしてしまうという提案なのか、そこによってちょっとニュアンスが大分違うんですが、いかがでしょうか。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 まず、最初に、高森委員の発言ですけれども、議会の議決は全て正しいわけじゃないですよ。だけれども、それは、やはり一番判断するのは主権者にとってどうなのかと、区民にとってどうなのかという角度で私たちは今回出したということなんで、これについては、というのは、誤るということはあるんですよ、それは。法律だって間違った法律というのは正さなければいけないでしょ、それは。私たちだって幾つもありますよ。特にうちなど、一番痛苦の思いしているのは優生保護法ですよ。これ賛成してしまったというね、これはもう本当に痛苦の自己批判をして、あれは正しましたよ。だから、そういうことというのはあり得るわけで、それは国民主権、ここのところ、住民が主人公だという地方自治法の原点、ここからしてどうなのかということをやれば、議会で間違えることというのはあるわけですよ。だから、今回は謝罪をして、私たちはこういう態度を取ったということでもあります。

あと、青柳委員からの質問で、調査の問題はちょっと私、言い過ぎたかもしれないんで、これについては撤回をしたいというふうに思います。それは、皆さんも調査しているのかもしれない。だけれど、少なくともあの趣旨採択をやった、そして、なおかつ、区があれだけ、課長が全部出たんですからね、あれ。だから、そういう点では区も必死で説明しようとした、そこに議員は本来やはり、どうだったのかなって。その後、皆さんが説明会の様子聞いているかもしれないね。だから、それを私が今、これについては訂正しますよ、それはね。これは第1。

あと、2つ目ですけれど、これはやはり条例ですから、具体的に現場がどう動いているかというのは、私、知りません。ただ、説明会の中で明らかになったのは、軽運動コーナーというのは非常に抽象的で曖昧模糊として、何やられるかも分からないという実態が明らかになったということです。つまり、どこの所管がどういう公的な目的で使うのか、それ以外は全部、全くフリーにして、あそこ、誰でもいつでも自分で勝手に運動してくださいというスペースとして空けておくというだけの話ですから、それであれば、もう説明会の中で、みんな、そういう説明されたときに、そんなのは自分ちでやるよというのが、もう参加者の人たちの、そうだった……

(「それは」と呼ぶ者あり)

◆秋間洋 委員 いやいや、それは違うって、説明会に出ていないで何で言うの。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 これ、私たちは付託するあれですので、中身の議論は区民文教でいきたいと思いますが、やはりいろいろな認識が本当に違うんだなということが分かりました。軽運動

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

コーナー、どうやって使うかというのは区民文教委員会で相当説明がありました。ですので、それに向けて準備というのはもう始まっているんですよ。健康増進センター行ってみてくださいよ。ああいう内容のプログラムは、始めるための準備が始まっていて、それを並走していくとか、両方使えるようにするという案なら、まだ議論の余地があると思いますが、それも含めて、全部廃案にしていくというのは、さすがにちょっと見解が私は違うなど。ああ、それ言う場所じゃないんだ。

（「じゃない」と呼ぶ者あり）

◆秋間洋 委員 誤解があるとあれなんで、ちょっと最後に言わせてもらっていいですか。

○委員長 最後に。秋間委員。

◆秋間洋 委員 これは、少なくとも一部改正を第1回定例会でやって、その中身でいってしまえば、両方やるということはできないですよ。これは青柳委員が一番分かっているでしょう。両方はできないんですよ。つまり、片っ方しか、軽運動コーナーだけなんですよ、それは。だから、そういう点では、トレーニング室のカテゴリーが何なのかというのはありますよ。けれども、少なくともマシンが必要なそういう運動というのはできなくなる。これはもうはっきりしていることですから、それは、これを通しておけば両方できるんですよ。逆に今回の一部改正条例を通してもらえば、両方できる、両方できるんです。

（「できない……」と呼ぶ者あり）

◆秋間洋 委員 できるでしょう。だって、それは……

（「トレーニングルーム……」と呼ぶ者あり）

○委員長 最後までどうぞ。

◆秋間洋 委員 ということですよ。両方できる、逆に言ったらそういうことです。

○委員長 秋間委員、先ほどの発言の調査の部分なんですけれども、これは訂正なのか、撤回というか削除なのかって、どちらにされますか。

◆秋間洋 委員 訂正します。

○委員長 訂正で。

◆秋間洋 委員 訂正します。というのは、何を訂正するかといたら、説明会に参加していない、残念だというふうなことは思っていますよ。だけれど、それだからといって調査していないというのは言い過ぎでありまして、その部分は訂正します。

○委員長 訂正ですね。

◆秋間洋 委員 はい。

○委員長 分かりました。

皆さん、よろしいですか。

本件については、議員提出第5号議案として本日の本会議に追加上程いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫ですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 それでは、本件については、議員提出第5号議案として本日の本会議に追加上程いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、本日予定されております追加日程とその処理について申し上げます。

議員提出第5号議案については、追加日程第1として追加上程し、提案理由の説明の後、区民文教委員会に付託いたします。

本日予定されております追加日程とその処理については以上であります。

本日の本会議の運営については以上ですが、本会議の運営について、ご質問がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 それでは、本日の本会議の運営については、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 次に、台東区優秀技能者顕彰等審査会の委員の推薦についてご協議願います。

本件については、議長宛て依頼がありましたので、事務局次長に依頼文を朗読させます。

（久木田議会事務局次長朗読）

○委員長 本件については、議長、産業建設委員会委員長を推薦いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 それでは、そのように決定いたしました。

○委員長 次に、議会運営委員会の特定事件の継続調査についておはかりいたします。

議会運営についてを本委員会の特定事件として、議長に特定事件の継続調査の申出をいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、特定事件についてはそのように決定し、議長に申し出ることいたします。

事務局次長に特定事件継続調査申出書を朗読させます。

（久木田議会事務局次長朗読）

○委員長 本日の予定は以上ですが、その他ご発言がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時54分閉会